

連合農学研究科教員資格審査判定基準の申合せ

平成 18 年 1 月 20 日 代議委員会決定
平成 20 年 1 月 18 日 一部改正
平成 21 年 12 月 18 日 一部改正
平成 22 年 4 月 12 日 一部改正
平成 24 年 5 月 18 日 一部改正
平成 26 年 1 月 10 日 一部改正
平成 26 年 4 月 1 日 実施
令和 2 年 1 月 10 日 一部改正
令和 4 年 12 月 16 日 一部改正
令和 5 年 4 月 1 日 実施

連合農学研究科教員資格審査判定基準の注意書きについては、次のとおりの取扱いとする。

1. 論文 I は、次の 1) 及び 2) の学術雑誌に掲載された Full paper の査読付き原著論文を基本とする。^{注1, 2)}

1) 次の学術雑誌に掲載された原著論文は、代議委員会の議を経ないで論文 I とする。

- ① Clarivate Analytics の InCites Journal Citation Reports のリストに掲載されているインパクトファクター付き学術雑誌
- ② 日本学術会議協力学術研究団体が発行する学術雑誌
- ③ PMC に掲載されている学術雑誌

2) 上記以外の学術雑誌については、社会科学系に限り以下の事項を記した書類を代議委員会に提出し、可否を代議委員会で決定する。

- ① 学会員数
- ② 総会又はこれに準ずるものの開催状況（年会の開催回数）
- ③ 発行状況（年間の発行回数、年間の論文数）
- ④ 編集の体制（編集委員会の有無、査読制度の有無、会員以外の投稿の可否、論文の採択率）

2. 社会科学系及び水産工学系の論文の取り扱いについて

- ・個別報告論文、著書及び指定された論文を論文 I にカウントする基準については、別途これを定める。
- ・外国人教員の日本語・英語以外の言語で書かれた論文については、1 の 2) と同様の手続きとする。

3. 1 の 2) の手続きにより承認された学術雑誌のリストを作成する。

注 1) Full paper 以外の論文を論文 I として提出する場合は、以下のとおりとする。

- ① 「論文 I に相当する理由書（様式任意）」を論文毎に添付すること。
- ② 教員資格審査委員会で、前項の理由書と当該論文の内容等を精査し、代議委員会において論文 I 相当であるかどうかを決定する。
- ③ 上記で認められる Full paper 以外の論文については、主指導教員資格にあつては 3 編まで、副指導教員資格にあつては 2 編までとする。

注 2) 論文 I には指定以外の国際会議等の Proceedings は含まない。

【参 考】

学会誌リスト

- ・環境毒性学会誌（出版学会：日本環境毒性学会、第28回代議委員会（H18.9.7）承認）
- ・北日本漁業（出版学会：北日本漁業経済学会、第40回代議委員会（H19.7.20）承認）

「連合農学研究科教員資格審査判定基準の申合せ」における 社会科学系及び水産工学系の論文の取扱いについて

連合農学研究科教員資格審査判定基準の申合せ（平成18年1月20日代議委員会決定）の「2. 社会科学系及び水産工学系の論文の取扱いについて」は次のとおりとする。

平成18年6月16日 代議委員会決定
平成19年6月15日 一部改正
平成24年5月18日 一部改正

【社会科学系】

1. 個別報告論文及び著書を論文Ⅰにカウントする基準

(1) 個別報告論文の扱いについて

個別報告論文のカウントは、主指導教員では4編、副指導教員では2編までとする。個別報告論文とは、学会の研究報告会等で報告し、本論文とは別枠の査読で雑誌に掲載された論文をいう（ノートを含む）。

例：農業経済論文集，農業経営研究「報告論文」，農林業問題研究「個別報告論文」，日本林学会論文集

ただし、本論文と同一の査読を受けた報告論文、あるいは研究報文は本論文と同一とする。

(※ただし、個別報告論文の取扱いについては日本学術会議農業経済学関連協議会において検討が行われるので、その結論が出た場合には見直す)

(2) 著書の扱いについて

1) 著書を論文Ⅰに換算する総論文数に制限は設けない。ただし、主指導教員にあっては著書以外の論文Ⅰは10編以上とする。副指導教員の場合は6編以上とする。

2) 著書については

- ・ 学術書を対象とし、事典の類は除く。
- ・ 学術書は単著、分担執筆及び共著を対象とする。
- ・ 単著の場合は、内容に応じて学術論文Ⅰ1～5編に評価する。
- ・ 分担執筆（共著を含む）はおおむね15ページ以上とする。
- ・ 論文Ⅰとして評価対象となる学会誌等リストは別紙1の(1)のとおりとする。

【水産工学系】

1. 論文Ⅰにカウントするリストは別紙1の(2)のとおりとする。

(別紙1)

(1) 論文 I にカウントする対象雑誌リスト

適切な編集体制の下で編集され、研究者、行政機関、農業団体、農業関係者等に全国規模で広く読まれ、社会、業界のみならず学界にも定着している以下の雑誌に掲載された論文は論文 I としてカウントする。

『日本の農業』（農政調査委員会、審査制）

『東畑四郎記念研究奨励事業報告』（農政調査委員会、事前審査制）

『農業総合研究』（農業総合研究所、月刊、編集委員会・審査制）

『農林水産政策研究』（農林水産政策研究センター、季刊、編集委員会・審査制）

『アジア経済』（アジア経済研究所、月刊、編集委員会・審査制）

『農耕の技術と文化』（農耕文化研究振興会、年1回、編集委員会・審査制）

『協同組合奨励研究報告』（全国農業協同組合中央会、年1回、事前審査制）

(2) 論文 I にカウントする国際会議の Proceedings

- ・ International Society of Offshore and Polar Engineering (ISOPE)
- ・ Coastal Engineering

○連合農学研究科教員資格審査判定基準

平成17年9月2日
 研究科教授会決定
 平成20年2月15日一部改正
 平成23年2月18日一部改正
 平成25年2月15日一部改正
 平成27年2月13日一部改正
 令和3年6月11日一部改正
 令和6年12月19日一部改正
 令和7年4月1日実施

資格	職名	資格審査判定基準(それぞれの項目をいずれも満たしていること)
主指導教員 (注2)	教授	1. 論文 I (注1)が20編以上 2. 1のうち、ファーストオーサー(コレスポンディングオーサーを含む)が10編以上 3. 最近5年間の論文 I が5編以上
	准教授 講師 (注4)	1. 論文 I が20編以上 2. 1のうち、ファーストオーサー(コレスポンディングオーサーを含む)が10編以上かつ英文論文が10編以上 3. 最近5年間の論文 I が5編以上 4. 3のうち、ファーストオーサー(コレスポンディングオーサーを含む)が2編以上
副指導教員 (注3)	教授	1. 論文 I が12編以上
	准教授 講師	2. 1のうち、ファーストオーサー(コレスポンディングオーサーを含む)が6編以上
	助教	3. 最近5年間の論文 I が5編以上

(注1) 論文 I については別途これを定める。

(注2) 主指導教員の資格審査対象者は、修士課程の主指導教員資格を有する者及び修士課程の主指導教員資格審査を受審中の者に限る。

(注3) 副指導教員の資格審査対象者は、修士課程の副指導教員資格を有する者及び修士課程の副指導教員資格審査を受審中の者に限る。

(注4) 社会科学系の准教授及び講師の場合、主指導教員資格審査判定基準は、教授の主指導教員資格審査判定基準に準ずる。